

## 扶養認定における生計維持関係について

☆健康保険の被扶養者認定においては、**収入額**で比較することとされています。

所得税法上の所得額ではありませんので、ご注意ください。

### (1) 収入基準額について

被扶養者は以下に掲げる収入基準額（以下、「基準額」という。）未満である必要があります。

被扶養者	年額	月額（注2）	日額（注3）
60歳以上	180万円	15万円	5,000円
障害年金受給者			
19歳以上23歳未満（注1）	150万円	12万5千円	4,167円
上記以外	130万円	108,334円	3,612円

（注1）その年の12月31日時点の年齢で判定します。配偶者は対象外です。

（注2）一時的に超過する場合は問題ありません。3ヶ月以上連続で基準月額以上の収入があった場合に、基準年額以上の収入が見込まれるとみなします。

（注3）雇用保険の基本手当を受給している場合の基準額です。

### (2) 収入額を判定する期間及び時点

①被扶養者認定にあたっては、**恒常的な収入の総額**によって判定します。これは、過去の実績に限定して判断するのではなく、向こう1年間における恒常的な収入の見込額で判定するということであり、原則として見込みが立った時点で被扶養者認定・取消を行うこととなります。

（例：退職した場合の退職日の翌日からの認定、年金額改定による収入超過の場合の改定通知日での取消等）

②**60歳の誕生日の前日**から収入基準年額は180万円未満となります。

③基準年額が150万円未満となるのは、誕生日にかかわらず、**12月31日時点での年齢が19歳以上23歳未満になる年の1月1日**からです。

④配偶者の基準年額は60歳以上であれば180万円未満、59歳以下であれば130万円未満です。

**基準年額150万円となる対象者ではありません**ので、ご注意ください。

⑤基準月額を3ヶ月連続で超過した場合に基準年額以上の収入が見込まれるとみなします。ただし、職業の性質上、3ヶ月だけ基準月額を超過することが明らかな場合は、必ずしも基準年額を超過するとは見込めないため、被扶養者認定を継続することが可能です。

⑥給与と公的年金以外の収入がある方は、確定申告の受付日において収入額が確定したとみなします。

⑦年金受給者で給与収入もある場合は、基準年額から年金の受給年額を差し引いた金額を12で除した金額が給与収入の基準月額となります（例：年金を年60万円受給している場合、180万円－60万円＝120万円なので、120万円÷12＝10万円より、給与収入の基準月額は月10万円未満となります。）。

### (3) 収入の種類

原則として、収入とは、退職金や相続財産の売却代金などの**一時所得を除くすべての収入**をいいます。

所得税法上の「所得」とは考え方が異なりますので、ご注意ください。

例えば、以下のものはすべて収入として申告いただく必要があるものです。

・給与	・賞与	・通勤手当	・事業収入	・営業収入	・農業収入	・不動産収入
・株式収入	・配当金	・公的年金（老齢、遺族、障害、退職共済）	・企業年金			
・個人年金	・仮想通貨等の運用収入	・通販サイトや動画配信サイトでの収入				
・雇用保険の基本手当	・傷病手当金	・研究奨励金	・生活補助的な奨学金			

収入額の申告が漏れており、後日、収入基準額を超過していたことが発覚した場合、超過した時点に遡って**扶養認定を取り消すこと**になります。遡って取消になると、**取消日から実際の取消を行った日までの間の医療費等を公立共済に一括返還していただく必要が生じることがあります**ので、ご注意ください。

#### (4) 事業収入等の経費についての取扱い

事業所得者についても**所得ではなく収入で比較**しますが、**社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費**に限り、その実額を収入額から控除することができます。

収入から控除できる経費は税法上での経費と考え方が異なりますので、確定申告書類（確定申告書別表や収支内訳書、青色申告決算書等）の内容を確認し、共済組合で判断をしています。

以下に控除できる経費とできない経費を例示しますので、ご参照ください。なお、**事業の内容などによって控除の可否が変わります**ので、予めご承知おきください。

原則は控除できる経費		控除できない経費		
・仕入原価	・荷造運賃	・租税公課	・広告宣伝費	・接待交際費
・旅費交通費	・修繕費	・損害保険料	・福利厚生費	・利子割引料
・給料賃金	・消耗品費	・貸倒金	・貸倒引当金	・青色申告特別控除額
・外注工賃	・専従者給与等	・減価償却費（※1）		・水道光熱費（※2）
		・通信費（※2）		・地代家賃（※3）
		・新聞図書費（※4）		・雑費（※4）
		・支払手数料（※5）		等

※1 農業におけるトラクターなど客観的に最低限必要な費用は、減価償却費ではなく購入費用として購入初年度のみ経費として控除可能。自家用車と区別がつかないものは控除不可。

※2 事業所と自宅が別の場合、またはメーターが別の場合は控除可能（按分は不可）

※3 事業所と住所が別で、かつ、支払先が親族等ではない場合は控除可能

※4 その経費がないと事業ができない場合のみ控除可能

※5 その経費がないと事業ができない場合のみ控除可能。銀行の振込手数料、税理士等報酬は不可。

#### (5) 株式収入及び仮想通貨等の運用収入

株式や債券、投資信託、FX、先物取引、仮想通貨等の運用収入については、**1年間の取引差益**を収入とみなしますので、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を提出してください。

なお、**配当金や利子も収入に含まれます**。

また、保有している資産を全て譲渡した場合は一時所得として取り扱いますので、該当の方は、資産の残高がなくなっていることの証明書類をあわせて提出してください。

#### (6) 共同扶養の場合の収入比較

組合員の配偶者が被扶養者ではない場合かつ組合員と配偶者が同一人を共同で扶養している場合を「共同扶養」といいます。主に、子どもの被扶養者認定において用いる概念です。

共同扶養の場合は、組合員と配偶者の収入額を比較し、原則として**収入額の多い方が扶養者**となることとされています。

なお、組合員と配偶者の収入額の差が多い方から見て1割以内である場合は、収入額が少ない方を扶養者とすることも可能です。ただし、原則として、扶養者は扶養手当が支給される者と同一になるようお願いします。

#### (7) 別居している被扶養者への送金

組合員と被扶養者が別居している場合は、被扶養者が生計を維持するのに必要な金額を組合員が送金している必要があります。具体的には、以下の2つの送金額要件を満たさなければなりません。

$$\text{① 組合員送金年額} \geq (\text{被扶養者収入年額} + \text{組合員の送金年額} + \text{他の扶養者の送金額}) \times 1 / 3$$

$$\text{② 組合員の送金額} > \text{他の扶養者の送金額}$$

なお、父母のどちらか一方を被扶養者とする場合、①の式の「被扶養者収入年額」は父母の収入合計額を用いてください。